

入学試験実施規則

(目的)

第1条 この規則は、神戸総合医療専門学校（以下「本校」という。）学則第13条の規定に基づき、本校の入学試験の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(入学試験の種類)

第2条 入学試験の種類は次のとおりとする。

- (1) 指定校推薦入学試験
- (2) 社会人入学試験
- (3) 一般入学試験
- (4) 転入学試験
- (5) 再入学試験

(入学試験判定会議)

第3条 合格者の判定は、入学試験判定会議で行う。

- 2 入学試験判定会議は、学校長、事務管理課長、各学科の専任教員をもって組織する。
- 3 学校長は、入学試験判定会議を招集し、その議長となる。
- 4 学力検査又は面接等により総合的に評価する。

附 則

この規則は平成31年4月1日より施行する。